

まちづくりの基本理念を実現するために

施策 30 平和・人権施策の推進

対象	市民	意図	人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権を尊重する 平和の尊さを理解し、後世に語り継いでいく
施策の方向	市民一人一人が、相互の理解と交流を深める中で、人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。		
基本的取組の体系	30-1	人権尊重の社会づくり	
	30-2	平和社会の推進	
	30-3	国際交流と多文化共生の促進	

20世紀は、2度の世界大戦があるなど「戦争の世紀」とも言われています。平和は人類すべての願いであり、21世紀は「平和の世紀」としなければなりません。その根本は人間と人間が理解し合うことにあります。日本国憲法では、国民主権とともに、平和主義、基本的人権の尊重を原則として、すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等であり、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことをうたっています。しかしながら、現実社会では、慣習やしきたり、異文化への恐れなどに起因する差別が根強く残っています。人権尊重の取組を引き続き行い、民族や性別、文化などの違いを認め合いつつ、だれもが人間として尊重される地域社会を築く必要があります。

また、都市レベルでも様々な分野で国際交流を推進し、異文化への理解を深めるなど、草の根の友好親善を図る必要があります。例えば世界が注目する一大イベントであった2002年サッカーワールドカップ日韓大会では、調布市は、サウジアラビアチームのキャンプ地として公認され、市民レベルでの交流を図るなどの国際交流を行いました。

市内には海外からの留学生が大勢居住し学んでいます。特に、アジア諸国からの学生が多く、交流を通して相互理解を深めていくことが、今後ますます大切になっていきます。

Column

【国】地域における多文化共生の推進に向けて（平成24年12月）

- 総務省では、災害時における多言語情報提供を含めた、地方自治体における外国人住民との多文化共生の取組に関する事例の把握及び課題の抽出を行い、その解決方策を検討するため、平成24年2月より「多文化共生の推進に関する研究会」を設立
- 平成24年12月の報告書では、災害時の円滑な外国人住民対応に向けて、以下の内容を提言
 - 外国人の実態把握（平常時からの外国人住民の状況把握、外国人コミュニティや関係団体などとの関係構築）
 - 中核的な人材育成と活用（専門的な人材育成、ともに活動する外国人住民）
 - 関係者間の連携（市区町村における外国人住民・関係団体との連携強化、都道府県における関係団体との連携強化による市町村支援、都道府県域を超える連携の取組推進）
 - 多言語情報提供の充実とわかりやすい日本語の活用
 - 日常的な取組の重要性

30-1 人権尊重の社会づくり

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●人権教育・啓発事業の推進 ●人権に係る相談・支援の実施	人権教育・啓発事業への参加者数	6,597人 (H23)	40,000人 (6か年累計) (H25~30)

市民一人一人が、より良い地域社会の実現に向け、自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深めることができるように、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人、同和問題などの人権に対する正しい理解と行動を促進する取組が必要です。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。国では、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、教育段階ごとや各人権課題に対する取組を示しています。また平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。

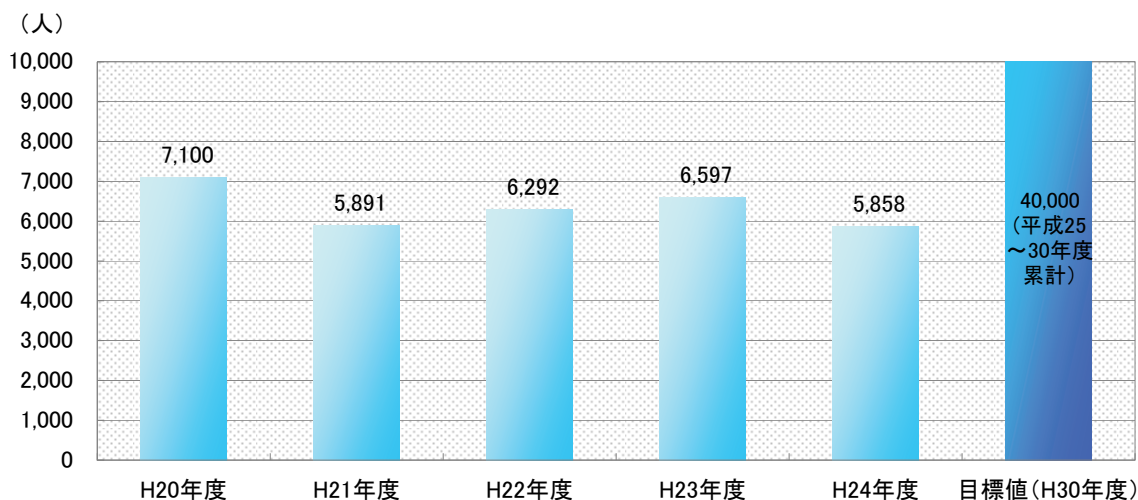
都においては、「東京都人権施策推進指針」に基づき、人権に関するさまざまな相談・救済・啓発・教育などの取組を実施しています。また、都と各区市町村で組織される「人権施策推進連絡会」が設置され、人権施策の推進を一層図っていく取組が進んでいます。

調布市立の小・中学校では、人権の大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育事業を進めています。また、人権擁護委員による「人権身の上相談」を行うとともに、障害者や高齢者などの虐待やDVなど相談者に応じた専門の相談窓口を設置しています。

人権教育・啓発事業への参加者数は横ばい傾向にあります。子どものいじめ問題が深刻さを増している中、思いやりの心や社会生活の基本的なルール・マナーなどを身に付け、人間性豊かに健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域、行政の連携と協働のもと、人権教育・啓発をより一層推進する必要があります。

◆【まちづくり指標】人権教育・啓発事業への参加者数

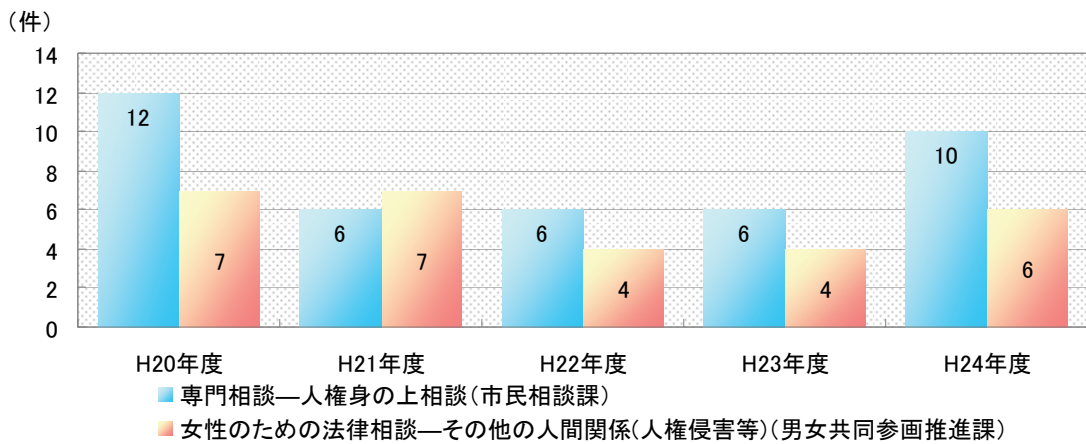
毎年6,000人前後の市民が人権について学ぶ機会を活用しています



資料：市民相談課

◆人権に関する相談件数

平成 21～23 年度は利用が少なかったものの、平成 24 年度は再び増加し、16 件の相談を実施しました



資料：調布市事務報告書（市民相談課・男女共同参画推進課）

30-2 平和社会の推進

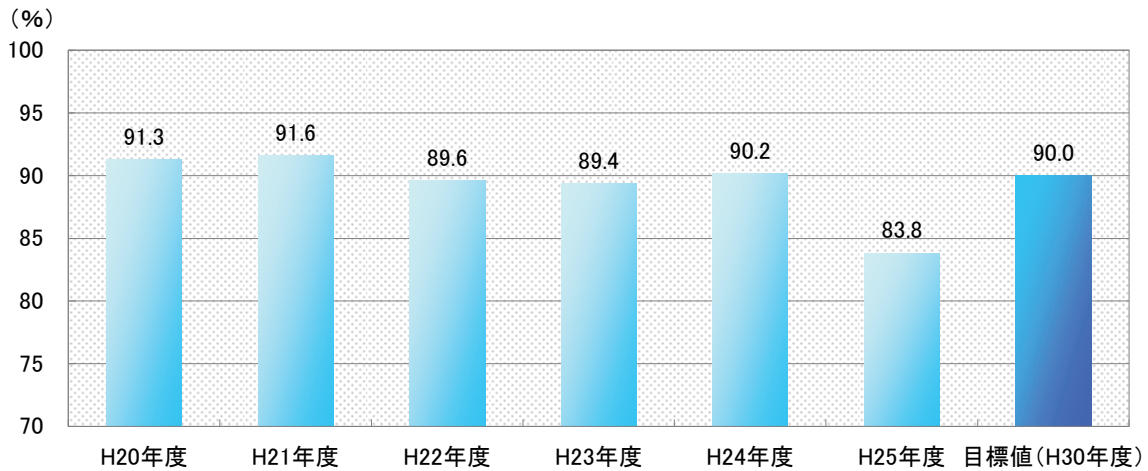
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●平和祈念事業の実施	戦争についての話をしたり、聞いた りしたことがある市民の割合	90.2%	90.0%
●戦争体験の継承		(H24)	(H30)

戦後 65 年余が経過し、戦争の悲惨さや平和の尊さを語れる戦争体験者の方が減少しています。今後は戦争の悲惨な体験を風化させることなく、若い世代に継承していくための取組を推進する必要があります。

調布市では、「調布市非核平和都市宣言（調布市議会）」、「調布市国際交流平和都市宣言（調布市）」の 2 つの平和宣言を行っています。また、平成 22 年 8 月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和首長会議」に加盟し、平和を希求する立場から、継続的に平和に関する事業に取り組んでいます。あらゆる機会をとらえ身近な場所で平和について考える機会の提供に努め、夏休みや休日には親子で参加できる展示や講演会を開催しています。また、市内の戦争体験者の声を映像で記録し、図書館や市内の小中学校に配架し、平和学習で活用できるよう情報提供に努めています。

◆【まちづくり指標】戦争についての話をしたり、聞いたりしたことがある市民の割合

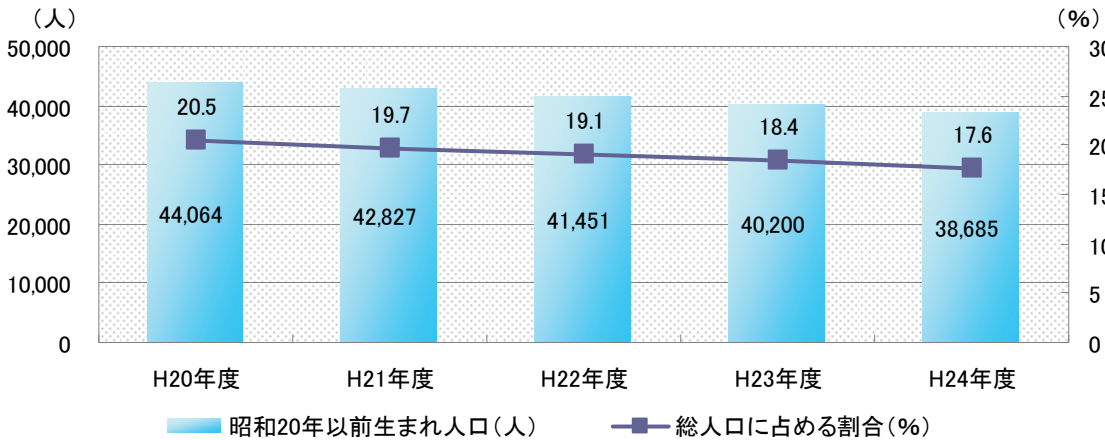
戦争についての話をしたり聞いたことがある市民は、平成 24 年度まで 9 割前後で推移していましたが、平成 25 年度は 83%に低下しており、今後世代交代ののちに継承し続けられるかが課題です



資料：調布市民意識調査

◆戦争体験者（昭和 20 年以前生まれ）人口の推移

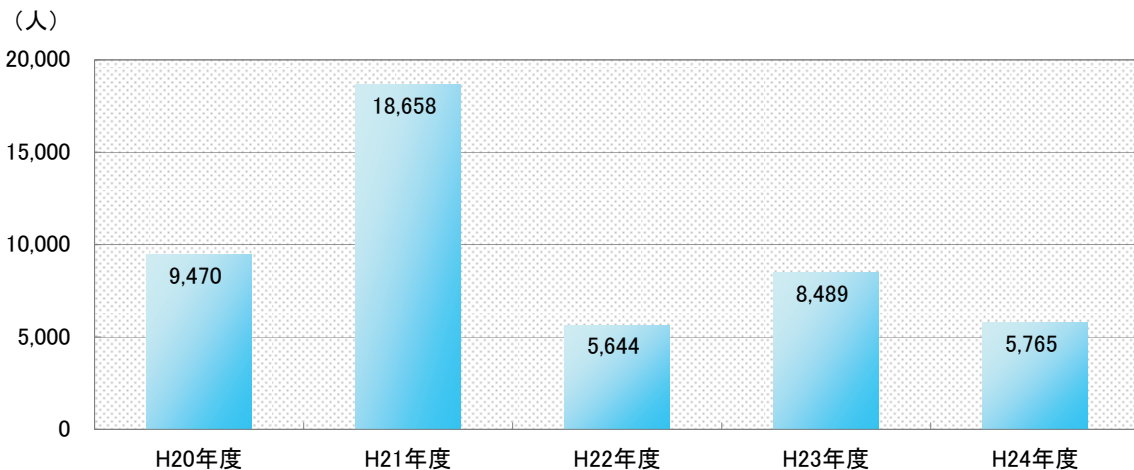
平成 24 年 10 月時点で人口の 17.6%となり、4 万人を割り込んでいます



資料：市民部市民課「住民基本台帳」
※各年 10 月 1 日現在。

◆平和祈念事業への参加者数

近年では 5,000 人以上が参加していますが、戦争を知らない世代が増加していく今後は、若い世代の参加者の更なる増加を目指す必要があります



資料：調布市事務報告書（文化振興課）
※平成 21 年度は、「名誉市民 水木しげる展」（来場者 16,140 人）を含む。

30-3 国際交流と多文化共生の促進

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●国際交流と多文化共生の地域づくり	国際交流・多文化共生事業の参加者数	981人 (H23)	1,010人 (H30)

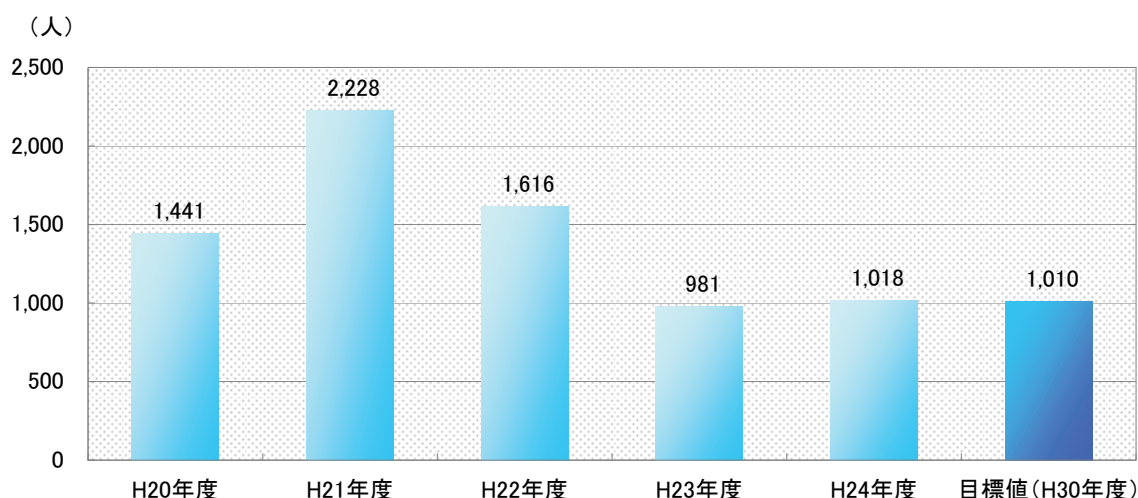
調布市には、3,502人（平成25年10月現在）の外国人市民が居住し、総人口の1.6%を占めています。

調布市では、外国人に対して調布市国際交流協会（CIFA）による交流機会、日本語学習機会などの提供や、外国人の子育て中の親への支援などを行っています。また国際交流・多文化共生事業において市民への交流機会を提供しており、毎年1,000～2,000人ほどが市内の国際交流事業に参加しています。

言葉や生活習慣などの文化の違いを互いに理解し、地域社会の仲間として共に快適に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向け、関係機関との連携・協力のもと、外国人市民の生活支援や日本人市民との交流・共生を深めるための活動に取り組む必要があります。

◆【まちづくり指標】国際交流・多文化共生事業の参加者数

毎年1,000～2,000人ほどが市内の国際交流事業に参加しています

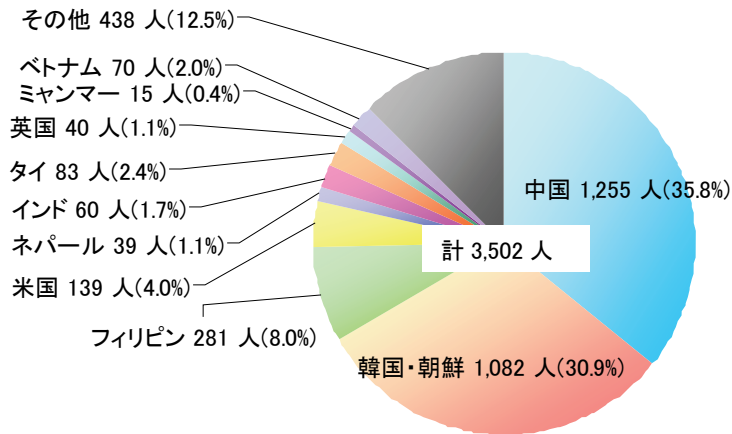


資料：生涯学習交流推進課

※平成21年度は、国際交流協会設立15周年記念事業として、講演会、写真展、スピーチコンテスト、ミュージカル公演を実施した結果、1,200人程度が参加したため、他の年度より参加者数が多くなっている。

◆外国人人口（平成 25 年 10 月）

中国人，韓国・朝鮮人がそれぞれ約 3 分の 1 を占めます



資料：東京都総務局人口統計課「区市町村別主要 10 か国外国人人口（平成 25 年 10 月 1 日現在）

施策 31 男女共同参画社会の形成

対象	市民, 事業所	意図	男女が互いを理解し, 尊重し, 性別にとらわ れることなく, 能力, 個性を発揮できる
施策の 方向	男女が社会のあらゆる分野で互いに尊重し, 理解し合い, 能力, 個性を発揮できる男女共同参 画社会の実現を目指します。		
基本的 取組の 体系	31-1	男女の人権の尊重と擁護	
	31-2	ワーク・ライフ・バランスの実現	
	31-3	男女共同参画社会への推進体制づくり	

近年, 人々のライフスタイルや価値観の多様化が進む中で, 男女共同参画に関する法制度の整備や施
策の充実が図られるなど, さまざまな取組が進められてきました。しかし, 依然として, 性別による固
定的な役割分担意識が根強く残っているため, 現在も家庭生活の中で深刻な問題が生じたり, 社会活動
の中で個人の行動や選択を制限せざるを得なくなったりする場合があります。誰もが一人の人間として
人生の選択の幅を広げ, 職場, 家庭, 学校, 地域など社会のあらゆる場において, 男性も女性もその個
性と能力を十分に発揮し, いきいきと暮らせる社会を創り出していかなければなりません。

国では, 男女共同参画社会基本法に基づき, 平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」を
策定し, 男性や子どもにとっての男女共同参画など, 新たに 4 つの重点分野を掲げるとともに, 実効性
のあるアクションプランとするため, それぞれの重点分野に成果目標を設定し取り組むこととしていま
す。

調布市では, 男女共同参画社会の実現に向け, 「調布市男女共同参画推進センター」において, 様々
な取組を進めており, 平成 24 年 3 月に第 4 次となる調布市男女共同参画推進プランを策定し, 各種
施策を総合的に展開しています。

Column

**【都】男女が対等な立場であらゆる活動に参画し, 責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目
指して—「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定
(平成 24 年 3 月)**

- ・国の第 3 次男女共同参画基本計画を勘案するとともに, 現在の両計画の進捗状況や社会経済情勢の
変化を踏まえ, 関連する両計画の整合を図る。

<計画改定のポイント>

男女平等参画のための東京都行動計画(重点課題)	東京都配偶者暴力対策基本計画 (施策実施に当たっての視点)
働く場における男女平等参画の促進	暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実(新規)
仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現	相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化
特別な配慮を必要とする男女への支援(新規)	区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実

31-1 男女の人権の尊重と擁護

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値(年度)	目標値(年度)
●人権を尊重する意識の醸成	男女共同参画啓発事業の参加者数	1,291人 (H23)	1,500人 (H30)
●あらゆる暴力の根絶			

男女が人として対等な関係を築いていくためには、家庭、地域、学校、職場など社会全体に人権を尊重する意識を広め、定着させていくことが必要です。しかし、長い間に蓄積されてきた性別にとらわれた社会通念が未だ存在しており、女性に対する人権侵害の背景となると同時に、男女どちらにとっても自分らしく生きることを阻害する要因の一つとなっています。

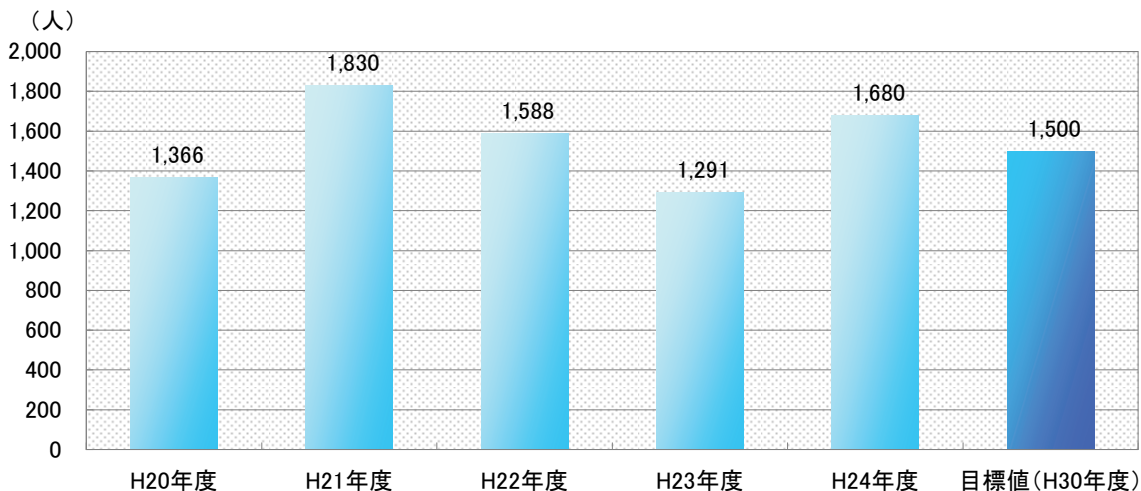
調布市では男女共同参画の実現に向けた啓発事業を実施しており、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応しながら、今後もより多くの市民に参加いただくための工夫が求められます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）やデートDVなど、男女間における暴力は潜在化しやすい傾向にあり、都は平成24年3月改定の「東京都配偶者暴力対策基本計画」において「暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実」「相談から自立まで、被害者の視点に立った支援体制の強化」「区市町村における配偶者暴力対策一層の充実」という視点のもと、配偶者暴力対策に取り組んでいます。調布市においても配偶者からの暴力についての相談は年々増加しており、相談窓口の充実や地域の関係機関の連携強化が不可欠です。

また、女性は妊娠や出産など男性とは異なる健康上の問題に直面します。男女が互いに性や健康についての理解を深めていけるよう、ライフステージに応じた情報提供や学習の場の提供が求められます。特に、望まない妊娠、性感染症を予防するために思春期にある子どもたちとその保護者に対し、性に関する正しい知識や生命の尊さについて伝えていくことが重要です。

◆【まちづくり指標】男女共同参画啓発事業の参加者数

事業の参加者数は1,300～1,800人程度で推移しており、今後もより多くの市民に参加いただくための工夫が求められます

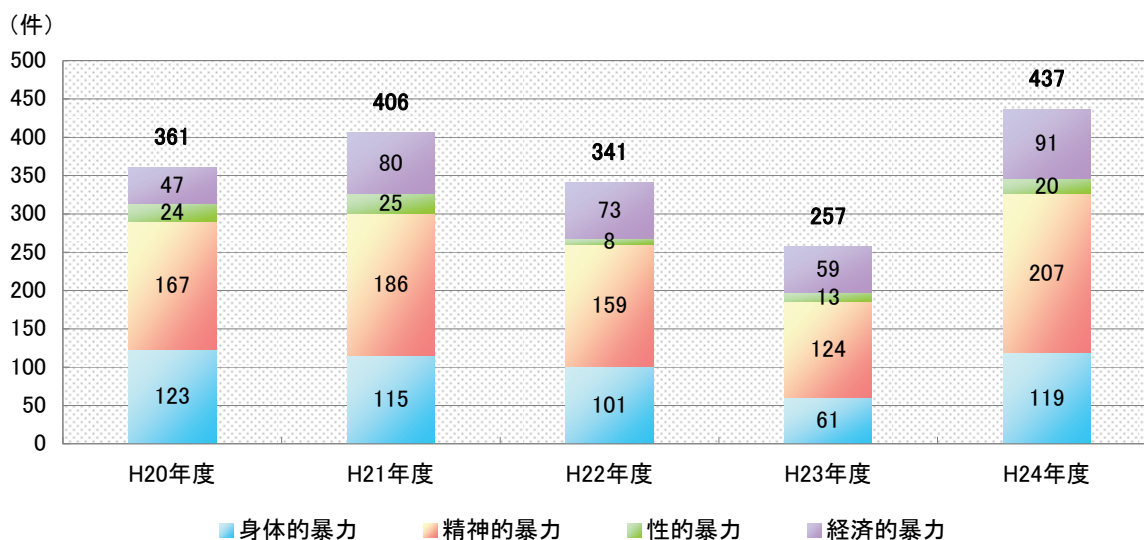


資料：調布市事務報告書（男女共同参画推進課）

※平成23年度は、東日本大震災や計画停電等の影響により実施事業数が減少したため、参加者数に減少がみられる。

◆配偶者からの暴力に関する女性からの相談を受けた件数

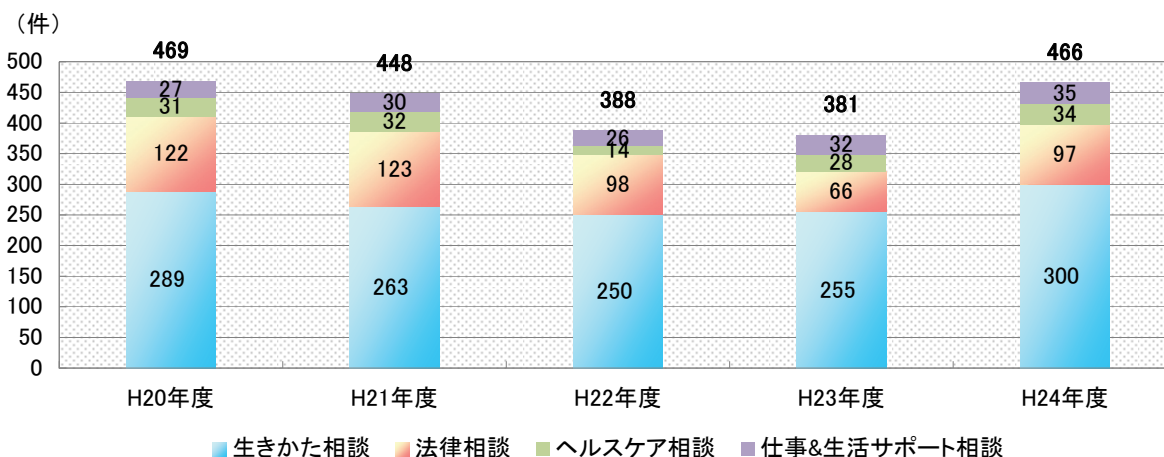
経済的暴力は、平成 20 年度から 24 年度の間 2 倍に増加しています
 精神的暴力も、平成 20 年度から 24 年度の間 2 割以上増加しています



資料：調布市事務報告書（男女共同参画推進課）

◆女性のための相談件数

相談件数は平成 23 年度まで減少が続いていましたが、平成 24 年度は増加に転じており、特に家族の人間関係、健康、暴力など「生きかた相談」の相談件数は前年から 50 件近く増加しています



資料：調布市事務報告書（男女共同参画推進課）

31-2 ワーク・ライフ・バランスの実現

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●ワーク・ライフ・バランスの推進 ●家庭生活への支援 ●地域ネットワークづくり	家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女が共に担う必要があると考える市民の割合	93.3% (H24)	95.0% (H30)

女性も男性も、個性や能力をさまざまな分野で発揮し、仕事と生活のバランスを保つためには、従来の性別役割分担にとらわれず、互いに協力して家事、子育て、介護を担う意識や環境づくりと、多様な働き方を選択できる職場体制の整備が不可欠です。

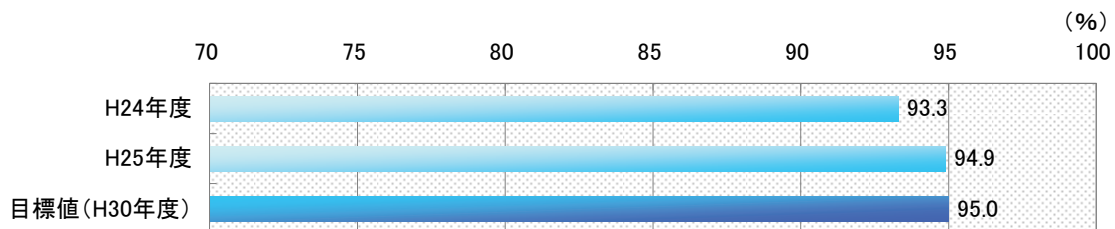
平成 22 年、育児介護休業法が改正され、女性の出産後の労働の継続や男性の子育て参加、介護休業などさまざまな制度が充実し、働き方を見直すきっかけとなりました。このように支援制度は整備されつつありますが、依然として子育て・介護の負担の多くを女性が担っている実情は変わっていません。

職場環境の当事者である事業主と就労者双方に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・促進に向けた取組を進めていくことが課題となっています。このため、男性も女性も仕事を続けたいと望む人が仕事と家庭との両立ができるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実や男性の家事・子育て参画を促すための取組を進める必要があります。

また、東日本大震災では、災害時に女性や子どもなどの安全確保の問題から、地域コミュニティ、ネットワークの重要性が改めて認識されました。男女共同参画の視点を考慮した地域の防災対策が重要です。

◆【まちづくり指標】家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女が共に担う必要があると考える市民の割合

9 割以上の市民が、家庭内での役割は男女が共に担うべきと考えていますが、男性は女性よりやや「そう思う」と考える割合が低くなっています



男女別集計結果（家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女がともに担う必要があるか）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	「そう思う」「どちらかといえば そう思う」の割合
男性	63.5%	31.5%	2.9%	1.0%	95.0%
女性	69.6%	26.1%	2.2%	0.7%	95.7%

資料：調布市民意識調査

Column

【都】ワーク・ライフ・バランスを進める虎の巻—ワーク・ライフ・バランス実践プログラム (平成 25 年 3 月)

- 平成 24 年 7 月より改正育児・介護休業法が従業員 100 人以下の企業に対しても全面施行されたことなどを受け、平成 21 年に作成した「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」を見直し。
- 企業経営者やワーク・ライフ・バランス推進担当者の手引きとなるもので、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む都内企業を調査し、企業が抱える悩みの解決に役立つ事例を織り込む。
 - より実践的な取組の促進を図るため、効果的な運用方法や職場風土の改善例など 100 を超える事例を紹介。
 - 最近の介護の課題を踏まえ、仕事と介護の両立の内容を拡充。
 - 中小企業での取組を一層推進するため、中小企業向けの記載を充実。

31-3 男女共同参画社会への推進体制づくり

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
●男女共同参画推進センターを拠点とした推進体制づくり	男女共同参画推進センターを知っている市民の割合	32.8% (H24)	50.0% (H30)
●政策・方針決定過程への女性の参画促進			

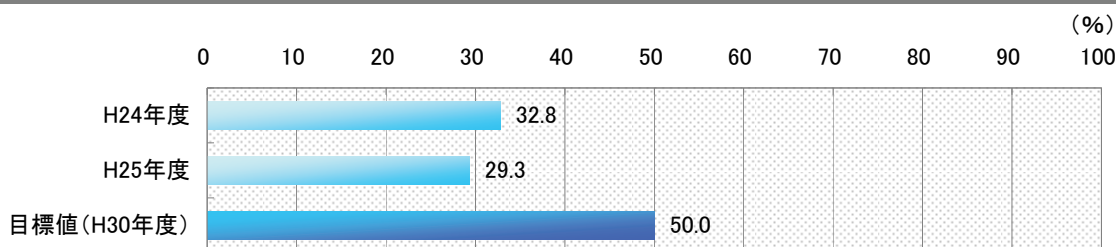
調布市では、男女共同参画推進センターを拠点施設と位置付け、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制を強化していくため、家庭、地域、学校、職場などにおける取組を支援しています。

また、推進体制づくりに欠かせない男女共同参画推進意識を育む取組として、成長過程における男女平等教育を推進し、次代を担う子どもたちが、従来の考え方や習慣にとらわれず、男女ともに個性や能力を発揮し、自分らしく生きていくことができるよう、学校教育はもとよりあらゆる場で学習機会の提供に努めています。

現在、様々な分野で活躍する女性は増えていますが、方針決定などに参画している女性の割合は未だ低い状況にあります。男女ともに政策・方針決定過程に参画していくことは、男女が社会の対等なパートナーとして、喜びも責任も分かち合う社会の実現のために不可欠です。男女平等の観点や男女の意見がバランスよく反映された施策を推進する必要性から、市の審議会等の女性委員の比率を増やしていくことや地域や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すことは重要な課題です。

◆【まちづくり指標】男女共同参画推進センターを知っている市民の割合

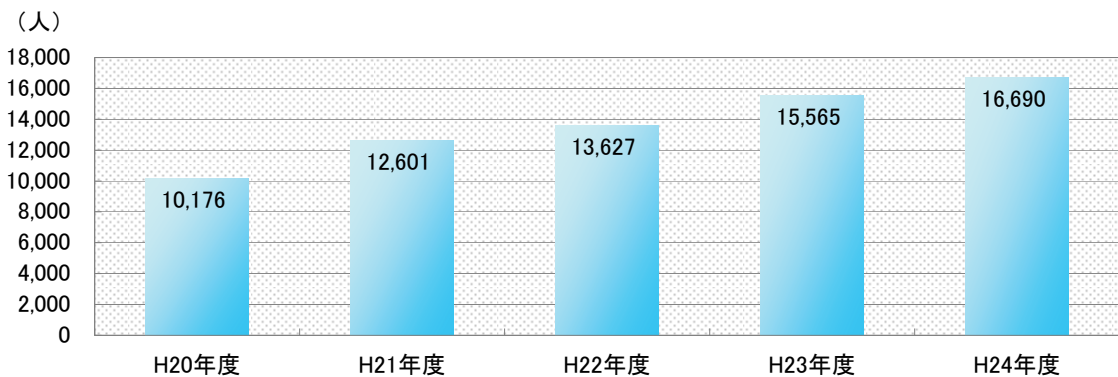
センターの認知度は約 3 分の 1 にとどまっています



資料：調布市民意識調査

◆男女共同参画推進センター来館者数（推移）

センターの認知度はまだ低いものの、来館者は4年間で1.5倍に増加しています

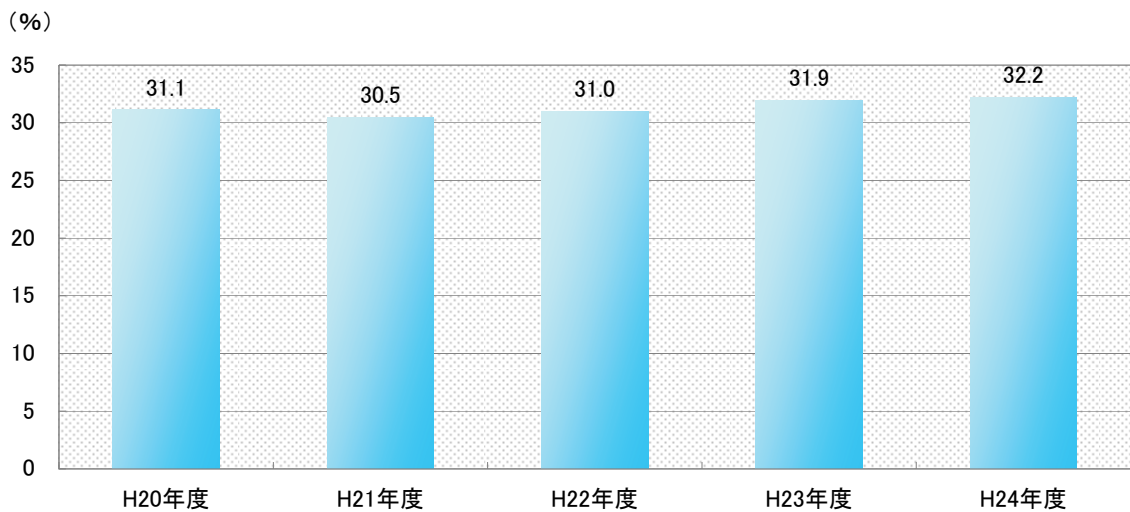


資料：調布市事務報告書（男女共同参画推進課）

◆市の審議会や委員会等における女性の割合（推移）

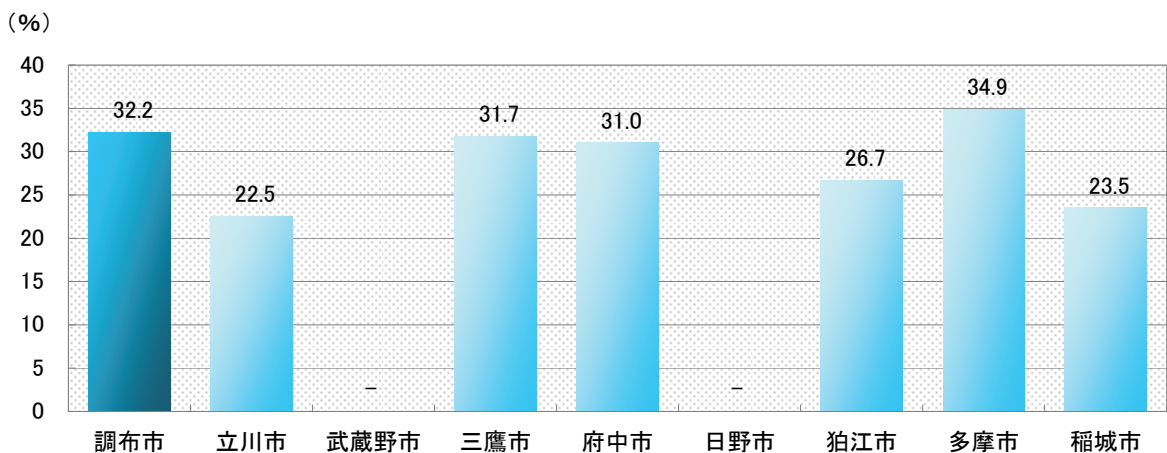
平成20年度以降、30%台を維持し続けており、近隣自治体の中では2番目に高い水準となっています

推移



資料：決算に係る主要な施策の成果に関する説明書（男女共同参画推進課）

比較（平成24年度）



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成24年度）

※武蔵野市、日野市は調査結果なし